

令和6年度 東京都北区児童館監査の結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和6年度児童館監査の結果を下記のとおり公表する。

令和7年2月28日

東京都北区監査委員	佐藤 明 充
同	西村 泰 信
同	ふるた しのぶ
同	石川 さえだ

記

1 監査期日及び監査対象

監査実施日	監査対象	所管課
12月18日（水）	浮間子ども・ティーンズセンター	子ども わくわく課
12月19日（木）	田端児童館	

事務監査は、11月25日（月）～12月19日（木）に実施した。

なお、職員の服務及び給与に関する事務については、全児童館職員（指定管理者導入児童館を除く）について庶務事務システムの照合により事務監査を実施した。

2 監査事項及び範囲

主として令和5年度及び令和6年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について実施した。

3 監査の主な着眼点

- （1）施設は安全性を考慮し管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- （2）施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。
- （3）施設は十分利用されているか、対象者等が減少傾向にないか。
- （4）各館に令達された予算が適正かつ効果的に執行されているか。

4 監査結果

児童館に係わる財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意を行った。

令和6年度 東京都北区児童館（指定管理館）監査の結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和6年度 児童館（指定管理）監査の結果を下記のとおり公表する。

令和7年2月28日

東京都北区監査委員	佐藤明充
同	西村泰信
同	ふるたしのぶ
同	石川さえだ

記

1 監査期日及び監査対象

監査実施日	監査対象	指定管理者	所管課
12月18日（水）	十条台子どもセンター	株式会社 マミー・インターナショナル	子ども わくわく課
12月19日（木）	豊島東児童館	ライクキッズ株式会社	

事務監査は、11月25日（月）～12月19日（木）に実施した。

2 監査事項及び範囲

主として令和5年度及び令和6年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について実施した。

（単位 円）

施設名	指定管理期間	令和5年度 指定管理料
十条台子どもセンター	令和5年4月 1日 ～令和8年3月31日	33,239,247
豊島東児童館	令和4年4月 1日 ～令和7年3月31日	34,573,000

3 監査の主な着眼点

- (1) 施設は安全性を考慮し管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (2) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。
- (3) 施設は十分利用されているか、対象者等が減少傾向にないか。
- (4) 施設の管理に関する収支に係る会計処理が適正に行われているか。
- (5) 事業報告書の点検は適正になされているか。
- (6) 委託業務履行の状況を正確に把握し、必要な支持を適切に与えているか。

4 監査結果

児童館に係わる財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部には、以下に示すような指摘事項があったので、早急に是正、改善を検討されたい。講じた措置については、後日報告されたい。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意を行った。

(1) 指摘事項

北区は、ライクキッズ株式会社を指定管理者とし、令和4年度から豊島東児童館の管理業務を行っている。

ライクキッズ株式会社（以下、「指定管理者」という。）からの令和4年度決算報告書によれば、管理経費のうち人件費の予算額と決算額の差は、表のとおり 8,295,431 円であった。

「東京都北区立豊島東児童館の管理に関する協定書」（以下、「基本協定」という。）によれば、管理経費のうち、人件費の予算額と決算額の差額が発生した場合、その相当額を年度協定で定める方法により区へ還元することとなっている（基本協定第 30 条、同条第 2 項）。

年度協定を確認したところ、還元方法は、区と指定管理者で協議の上、

- (1) 施設の安全性及び快適性につながる修繕及び工事
- (2) 施設利用者の要望を踏まえた備品の更新
- (3) 還付

の中から選択し決定することとしている（年度協定第 3 条）。

これらの規定に基づき、指定管理者は、区と協議の上、令和 5 年度に、館内照明の LED 化工事 2,760,000 円、多目的室の畳の張替え 397,100 円等を行い、その残額を区に還付した。

しかしながら、基本協定では、管理施設の改造、増築及び 1 件につき 30 万円以上の維持修繕については、区の費用と責任において実施するものとなっている（基本協定第 13 条、同条第 2 項）。

基本協定、年度協定の取り決め相互で、矛盾または齟齬が生じた場合は、基本協定が優先する（基本協定第 11 条第 2 項）とされており、基本協定で定める区と指定管理者の役割分担によらずに、館内照明の LED 化工事及び畳の張替えを指定管理者に行わせたことは、適正でない。

なお、指定管理者からの令和 5 年度決算報告書においても、管理経費のうち人件費の差額は表のとおり 4,996,735 円と多額に上っており、今後の予算額の見積もりを適切に行われたい。

(単位：円)

管理経費					
	人件費		予算額	決算額	残額
	令和4年度		29,748,000	21,452,569	8,295,431
	令和5年度		27,224,000	22,227,265	4,996,735

(ライクキッズ株式会社)
(子どもわくわく課)

(2) 口頭注意事項

施設管理に関する事項 5件